



十二月号  
発行所 財団法人全日本仏教会  
東京都中央区築地  
三ノ丸(本願寺内)  
電話54000三三〇  
振替東京二七六〇〇  
編集者 栗本俊道  
印刷所 栄昌堂

# 神宮の特別措置 宗教法人法改正 に反対する

## ―自民党委員会で阿部委員長態度表明―

自由民主党の宗教法人法問題特別委員会(委員長松永東氏)ではかねてから伊勢神宮に対する保護措置並に宗教法人法改正の問題について研究審議を進めてきていたが、去る十一月十三日これらの問題に関する仏教側の意見を聴取するため、今仏宗教法人法問題委員会の阿部竜伝委員長の出席を求めた。

阿部委員長はそれに先立って開かれた才七回全日本仏教徒会議の決議及び在京総長会同並に委員会での協議の結果に基づいて意見発表を行った。

阿部委員長は神宮保護措置に対して仏教界は反対であることを強調すると共に現行宗教法人法改正に関する文部省宗教法人審議会の答申各項(本紙四頁別掲)に逐一反論を加え改正反対の意向を表明した。

以下その要旨を掲載する。

宗教法人審議会の答申について、どう考えられるかとの御たづねに対し、昭和卅四年十一月十三日松永委員長からの御招ねきにより全日本仏教会の代表として愚見を申し述べましたが、その際更に文書をもつて意見提出方の要請がありましたので改めて答申案の各項について次のよう開陳いたします。

### 記

現行宗教法人法はその運用において適正を欠くものがあり、又約十八万の宗教法人の中にはその運営において検討されるものが少なくないとの理由で一項から十一項に亘つて改正の要綱が答申されておりますが、その中才十項と才十一

項の二項については賛意を表しませんが他の九項目については遺憾ながら賛意を表わすことが出来ません即ち改正案要旨中  
一、現行法才二条の宗教団体たることの必須三条件だけでは神社等の宗教活動がじゆうぶんに示されていないのでより適切な表現在改めたいとの答申案であります、才二条は宗教団体を定義しているのではないことは明らかである。

宗教活動を法律によつて定義することは困難であるばかりでなく信教自由の原則を無視しない限り、それは不可能に近い問題である。それに神社等のため

に斯うした改正を敢えてすることはやがて国家神道への道をひらき、伊勢神宮等の特別保護立法の前提になることはいうまでもない。

二、改正案の趣旨については一応納得出来るが、これは文部省だけでなく各都道府県等にも宗教法人審議会に準ずるものを設けて、認証事務の適正とその公正を期することによつてその成果は十分に達し得られるものと考える。特に認証書交付後一年を経過した後に出来ること宗教法人の認証取消が出来ることに改正されることは無期限に何時たりとも認証官の考え一つで、十八万の法人が認証取消の対象になるということで認証官の権限拡大強化であり、我々宗教法人は常に不安な状態におかれ、安心して宗教活動に専念することが出来ない重大な問題であつて賛成出来ない。

三、合併手続の簡素化であるが、法人と法人との合併は重大であり慎重を期すべきで、従つて現行法に示される程度の手続は当然である。而も合併等の事は常時行われる問題ではないので今敢えて改正の必要を認めない。

四、公告制度の改正であるが、宗教法人の設立、規則の変更、合併、解散、財産の処分、その他増築、改築、模様替等に関し、公告制度は絶対条件になつていないが、今改正案のように信者その他利害関係人の意見の有無を明らかにさせるような方法を構づることは、若し信者その他の利害関係人中に反対のための反対の者があつた場合には寧ろ逆効果を来し、当該法人として当然な措置の場合でもその履行が出来なくなり、法人の運営に

支障を来たす結果になる恐れがあるのでこれは現行法の儘で何等支障がない。

五、宗教法人の公共性から宗教法人の責任役員構成には、当然の措置として一般信者を交えた構成にすべきで仮りに別段の制限規定が無いとの理由で、一般信者を全く交えないで責任役員を選ぶことは考えられない。然し数多くの法人の中には偶々そうした不心得な選任があつたとしてもそれは極めて稀れであつて、それ等少数のために斯うしたことを明文化することは、良識ある大多数の宗教法人に対する侮りよである、従つてこの改正案は宗教教師が宗教法人の公共性を全く理解していないということを前提としての改正であつて賛成出来ない。

六、財産処分等の手続についての改正であるが、いたづらにその手続を複雑化するのみで、財産処分について公告をした後その要旨を更らに所轄庁に届出をさせることは全く無意味に近いか。斯うした方向への改正は、やがては所轄庁が宗教法人のこれ等の行為を制限し又は干渉しやすい傾向を示すもので現行法で充分である。

七、公益事業その他の事業を明確にすることは望ましいことではあるが、宗教法人として、ふさわしくない形態で行われておるか何うかの程度制限は実に困難であつてこれは寧ろ社会通念によつて判断されるべきで、斯うした問題を明確にするための立法化は寔に危険であるばかりでなく、所轄庁の判断一つによつて審判され易い恐れなしとしない故に宗教法人の自主性を尊重すると同時にその自覚と反省

に俟つべきである。

八、宗教法人審議会の機構を改める問題であるが、審議会は「宗教法人に関する認証その他この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項について調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議する」とあり、今敢えて茲に「その権限を更らに明確に明文化しなければ審議会としての機能が發揮出来ない」とは考えられない。「この法律の規定により」云云程度の幅のある現行法で充分であると考えられる。

九、この項は明らかに宗教法人に対する干渉一步前進である。従つて宗教法人に対する統制立法の意図が蔵されているように思われる。何ぜんら、かつての宗教団体法才十八条にいう「主務大臣は宗教団体に対し監督上必要がある場合においては報告を徴し、又は実況を調査することを得」とあつた条文と余りにも類似しており、昭和十五年三月文部省令才十号の「教派、宗派及び教団の報告に関する件」の再現に外ならない。

切角得た現行民主立法が再びかつての宗教団体法当時の一方的な独善立法に還元されることは反対である。

(なお、こゝで反論された宗教法人審議会の答申は本紙四面に資料として掲載した)

### 岸副会長帰国

約四十日間に亘つてハワイ各地に親教の旅を続けられた、全仏副会長の岸信宏知恩院門主は、去る十一月十三日午前十時半羽田着の日航機で無事帰国、長途の旅と激務にも拘らず、至極元気で同日の特急ハトで帰山された。

# 才七回全日本仏教徒会議 京都知恩院大会各部会報告

## 第一部会

(教学、教化、国際問題)

部会長平林宥高、副部会長壬生  
台舜、黒田坦海、楠瀬等々  
出席者約二百名

各地區寺院に「相談所」を設け寺  
院と社会の有機な結合をもた  
らすことよつて寺院の活動を  
強化しよう(聖観音宗浅草寺)  
以下六点の内容を含んで採択さ  
れた。

①各寺院に「相談所」の看板を掲  
示すること②内容的には信仰、結  
婚、身上その他各種の相談所を設  
置する③寺院住職は相談の中心と  
なり悩める人と共に協力し、なお  
必要に応じて檀信徒の中から学識  
経験者を相談役とすることが望ま  
しい④各相談所は地方の公共施設  
と連絡をとると云うこと⑤相談は  
原則として無料とし、その秘密は  
絶対厳守されること⑥相談所の弘  
報宣伝に努めること

正しい布教を盛んにする方策  
を講じよう(聖観音宗浅草寺)  
以下四点の内容をもつて万場一  
致の採択を得た。

①全仏当局は各宗各派各寺院  
の協力により布教資料及統計等  
を整備し、布教の中心を東西二  
ヶ所に設けるよう努力する②各  
地方別に年一回超宗派的布教講  
習会を設けること③特別な場合  
を除き仏教専門用語の使用をさ  
げること④法事等の集会を利用  
して正しい仏教理念を喚起する  
仏教児童教化の在り方を確立し  
よう(教学、教化委員 内山憲  
尚)

二種々意見交換があつたが以下三

点の具体的要望が全仏当局へなき  
れ、採択された。

①児童教化の普及発達に力をつ  
くすような機関を全仏当局に  
設置すること②児童教化材の適  
当なるもの刊行③児童教化材  
の弘報推薦を行う

教化の盲点となつてゐる若人に  
対する教化の不振を克服しよう

(鳥根県仏綱川視城)

各仏教者が現行の幼児、児童、  
青年、少年、成人各段階に対する組  
織的教化を一層強力化するととも  
に、従来特に寺院婦人が右教化に  
甚だ不熱心であるので、この際大  
いに自覚して、仏教婦人としてこ  
れ等青少年教化に物心両面の協力  
を決するよう望むと云うことで承認  
可決された。

利己的、享樂的生活態度の濃厚  
なるに鑑み、日常生活の中にわ  
れもひとも人生の苦樂を共にす  
べきだといふ人生觀の養成につ  
とめよう(尼僧法團東海昌道)  
確乎たる人生觀の確立の具体的  
なる方法として全国仏教徒の物心  
両面に亘る協力によつて尼僧の仏  
教センターを設立することを望む  
と云う点で採択。

幼少年の宗教教育を重視しよう

(関東仏婦連)

これは前に提案の「仏教児童教  
化の在り方を確立しよう」及び次  
の「教化の盲点となつてゐる云々」  
の両議案とすこぶる関連性がある  
ので同様採択された。

「一寸の浄土一刻の平和」の心  
に徹しよう

(関西仏婦楠瀬寿々)

世相の混乱に際し今こそ仏教徒

はもう一度聖徳大師の十七条憲法  
及、各祖師先達の精神にのつとつ  
て自覚を深めよとの提案で採択さ  
れた。

経文を統一し僧侶の服装改善制  
定をしよう (尼僧法團)

現状としては全仏当局が直ちに  
具体的方策を講じて推進すること  
は全たく困難であるが、全仏当  
局としては本議案の趣旨に賛同し  
この方向に遂次努力すると云うこ  
とで一応承認された。

仏教団体は進んで世界連邦運動  
に参加しよう

(梵人会村沢義二郎)

平和運動として可成り多くの有  
意義な意見の開陳があつたがこれ  
に対する一般的知識が浅薄である  
ので、現状としては未だ研究未熟  
であり、全仏当局が各団体に本  
運動に対して直ちに参加を促がす  
段階ではないと云う結論に達した  
ので、議案の一部を左の通り追加  
訂正した上で採択された。

「仏教団体は進んで世界連邦  
運動を研究しそれに参加する  
よう協力しよう」

アジア仏教徒の親善交流を促  
進しよう

(近代仏研松井勝重)

提出議案と説明内容が著るしく  
相違していたが提案者の熱烈なる  
意図を部会が了承し以下五点の内  
容について討議され承認採択され  
た。

- 1) 中国仏教使節団招請についてそ  
れが実現に努力すること
  - 2) 今次大会における中国殉難者の  
遺骨送還及名簿作成事業に協力  
すること
  - 3) チベット問題の件
  - 4) 在日朝鮮人帰国問題の件
  - 5) 伊勢湾台風被災在日朝鮮人に対  
する本国からの救援の問題
- 以上(3)(4)(5)点は全仏として未

だ詳細に亘る情報に接していない  
し、又政治的問題にからんで来る  
のでなお一層慎重に研究すること  
とすると云うことで承認された。

在インドネシア日本人戦争犠牲  
者遺骨送還を促進しよう  
(曹洞宗木村義祐)

本議案は緊急に提案され、全仏  
が積極的にこれが実現に努力する  
と云うことで採択された。

## 第二部会

(政治、社会問題)

部会長安藤寿雄、副部会長星野  
純義、吉水智承、米山久  
出席者約二百五十名

教育界の現状に鑑み、仏教者と  
しての態度と方策を確立しよう  
(京都府仏 戸川豊俊)

教育界の現状を打開し、これを  
正常化するため全仏が積極的に善  
処すること。但し、文部省、日教  
組何れの側についても一方的にこ  
れを支持することなきよう注意す  
ること。

伊勢神宮特別立法に反対しよう  
(全日仏青 鈴木徹衆 京仏会議  
鈴木宗憲)

採択することに決定。但し反対  
の意志表示、運動展開の具体的時  
期、方法等については全仏「宗教  
法人法問題専門委」に付託する。  
現代内外諸情勢の中で時代の  
要求に即応するため日本仏教  
政治同盟を結成しよう

(同志クラブ 狩野獲麟)

これについては大会決議として  
は採りあげず、全仏の機関を離れ  
て有志の自由意志の結合として行  
われるべきこととの結論。但し趣  
旨の中で「仏教者が政治に対して  
関心を持つ必要性」は共通して確  
認された。

仏教徒は原水爆禁止運動に積  
極的に参加しよう  
(日蓮宗 及川真学、近仏研)

壬生照順)  
仏教者として主体的にこの運動  
を行うことを全面的に採択決定。  
運動の内容としては

- 1) 被爆者並にその家族に対する援  
護運動(例えば托鉢行による募  
金等も行う)
  - 2) 右救援立法化と原水爆、核武装  
禁止のための署名運動を行う。
- 本大会全参加者はこれに積極的に  
参加推進することを確認し、全仏  
は全加盟団体にこの運動展開の協  
力を要請すること。

仏教の不殺生と五逆罪不犯  
の根本主義に従い殺生の道具  
である一切の兵力、軍備の廃  
止を世界に向つて呼びかけよ  
う (日蓮宗 細井友晋)

国際連合並びに世界各国政府  
指導者に向つて全日本仏教徒  
の総意として世界平和実現へ  
のアピールをしよう  
(京仏会議 信ヶ原良文)

この両提案は併せて討議され、  
世界平和アピール(別掲)は全面  
的賛成のもとに採択と決定同時に  
「仏陀の精神に合致する日本国憲  
法の平和主義を仏教徒の自覚と責  
任において守ること、更にその平  
和主義の立場から日本の核武装は  
阻止されるべきこと」が確認され  
た。

## 第三部会

(組織問題等)

部会長木全大孝、副部会長椎谷  
健、牧野ます  
出席者約百名  
全一仏教運動の「綱領」「倫理」  
「讃歌」をつくり、運動の飛躍  
的前進を期そう  
(梵人会 村沢義二郎)

昨年度大会にも提案されたが全  
仏教学・教化委で更に研究を進め  
ることに決定。(以下次頁へ)

# 歴史的課題確認と

## 更に一層の結集を

### 第七回全日本仏教徒会議終る

才七回全日本仏教徒会議は去る十月二十三、四、五日の三日間に亘り、京都知恩院を会場として全国各宗派、都府県仏教会、諸団体代表の参加を得て開催された。仏都における大会にふさわしく、八百余名に及ぶ代表が堂を埋めた。

才一日定刻、十時、満堂の参加代表を前に開会が宣言され、大谷会長導師で帰依文を同誦、太田全仏理事長、千々と知恩院執事長の挨拶について、文部大臣、京都府知事、同市長、同商工会議所会頭、神戸駐在インド総領事等から祝辞が寄せられ、この大会に対する各界の注目と期待が述べられた。

開会式後、釈尊慶讃と伊勢湾台風遭難諸霊追悼の法要が厳修され

#### 大会議長団

朝倉既瑞、宮谷法合、佐々木泰翁、望月桓匡、小林大蔵、千々と宝天、津田実雄、竹村教智、山中 忍海、心山義繁、重永 潜、山本 杉森、宗心、倉持秀峰

#### 議事運営委員

中島 義洞、佐藤晃海、高橋照空、北之内真竜、小川幽慎、信ヶ原良文、漆葉見竜、佐藤寛雄、小泉文翁、林英信、渡辺俊英、狭川明俊、小野塚潤澄、八木重太郎、山口光太郎、水野隆樹、田辺哲壘、内田大寛、船口暉子

て、午後の総会が華頂会館で行われた。

総会には別記の通り議長団と運営委員を選出して進行され、当局報告の後、議案を一括上提して各部に附託し、宣言決議起草委員を選出して才二日の各部会討議に移ることになった。

総会後、湯川秀樹博士の「科学と人間」と題する記念講演が公開され、聴衆に多くの感銘を与えた。

才二日の部会(本紙別報の通り)は各部会とも活潑な討議が行われ、最終日総会で、それぞれの部会報告が承認されると共に別掲の大会宣言決議、平和アピールが採択され盛会のうちに会議を終了した。なお、この大会のため物心両面に亘つて協力された知恩院当局に感謝決議が行われた。

#### 大会宣言

今や人類は平和か滅亡かを選ばなければならぬ重要な歴史的段階に直面している。米ソ両巨頭相互訪問の実現は、原子戦争の恐怖と不安におののく世界諸国民にわずかながら希望の光明を与えているが、なお戦争の危機は除去されていない。この不安と危機感是人間としての誠実な生き方を著しく妨げている。ひるがえつてわが国の現状を見ると、戦後十余年を経た今日、なお

道義の頽廢と社会の不安は一向に解消していない。特に青少年犯罪の増加と兇悪化は、まことに寒心に堪えないものがある。

このような情勢は、われわれ仏教徒に重大決意を要求するものとわれわれはこゝに深く自らを省みると共に、この歴史的課題を確認し、使命達成に勇猛精進せんとするものである。

#### 決議

一、われわれ全日本の仏教徒は、仏陀のみ教えに顧みて深く自らをいましめ、社会の要請に応えんことを誓う。

一、われわれは世界各国仏教徒と更に一層交流親善をすゝめ平和世界の招来と人類の福祉増進に寄与せんことを誓う。

一、われわれは全日本仏教徒を打つて一丸とする組織を更に強化し、全一仏教運動の推進に努力しよう

(右起草委員 鶴岡隆玄、石井真峯、摩尼清之、今井祐申、熊野竜夫、藤井静子、石上慈教)

#### 世界平和アピール

われら仏教徒は、いまや世界歴史の重大な転換期に直面し、世界一切の問題が非文明的な暴力斗争によらず、もつばら人類愛と睿智とによつて解決せられ、すべての軍備が同時に完廃され、絶対に平和にして高き文明の統一的世界福祉国家が創建されんことを強く世界にアピールする。

(前頁より)

全一仏教運動の一翼として青少年団体との提携に努力しよう  
(梵人会 村沢義二郎)

全仏、仏婦等に「青少年問題委員会」を設け、各地方の活動家と有機的組織的な連絡をはかり、不良化防止、教化育成等に努力しよう  
(全日仏青 高橋博道)

この両議案は関連議案として一括上提、説明が行われ、種々討議がなされた。その結果、提案趣旨、内容の必要性が確認されたが委員会設置等は具体的に予算の裏付け等が必要であるため、当局で善処することに一任と決定。

地域仏教会の組織拡充の対策をたてよう  
(京都府仏 秦隆真)

これについては東京仏教団からも同種の提案があり、一括上提審議された。討議の中で地域組織拡充の必要については確認されたが、単に全仏当局に任せただけはなくて、われわれ全員がこのために努力すべきことが強調された。

仏教婦人の組織強化拡充をはかろう  
(関東仏婦)

仏婦組織の拡充強化のため、宗派、府県仏当局の協力を求める意味の提案であったが、結論として仏婦も全仏の加盟団体として自主的に活動してもらい、全仏も協力する。県仏にも宗派にも要望してお互いの努力で仏婦を育てよう、ということになった。

会社、工場等の職域において仏教研究会を作ることを促進しよう  
(朝日生命植松 威)

提案者の体験に基いて教化面開拓の重要な対象として意見が出され、お互い仏教徒がそれぞれの職域において仏教的なグループを作ろう、ということによって採択された。

下水道受益者負担金について

(仙台仏 清野学道)  
これは「宗教法人の使用する土地について、下水道等の負担金減免免除条項を省令の中に加えてもらおう」とする要望で、宗教連盟で既に取り上げているので、全仏として、この目的実現に邁進するよう要望することに決定。

占領軍の行き過ぎを是正せしむべく、寺院解放農地補償請求運動を強めよう  
(神奈川県仏 鈴木敏範)

提案者の説明があつた後、全仏当局から次の通り委員会の経過報告と見解表明あり。農地解放は、戦後、自作農創設食糧増産を目標として行われた農業政策によるもので国民大衆からは認されている。しかし農地を宅地に転用して巨利をしめたり、個人と法人の違いなど、幾多の問題を含んでいるので目下研究中。政治家に利用されないようにもせねばならず慎重を期した。この当局報告が諒解されて、全仏農地問題委に付託された。

知恩院に対する感謝決議  
才七回全日本仏教徒会議が開催されるにあたり、浄土宗本派並に知恩院において貴重な会場を提供され、会期中一山をあげて御接待いただいたことは参加者一同心からの感謝の外はありません。

当山におかれては明後年三月宗祖法然上人七百五十回大遠忌が厳修されますが、益々御宗門の発展と御隆昌を念じ、本大会の名において感謝の意を表します。

資料

宗教学法人法における認証  
認証の取消等の制度改善方策  
に関する答申

昭和三十三年四月二十二日付宗教学法人審議会  
の文部大臣に対する答申

宗教学法人法に於ける認証、認証の取消等の制度の改善方策について諮問をうけましたが、本審議会は特別委員会を設けて審議を行つた結果に基づき、総論において更に慎重に審議し次の結論に到達しましたので答申します。

記

現行の宗教学法人法は昭和二十六年に制定せられ、爾来これによつて宗教学法人となつたものは約十八万の多きにのぼつてゐる。しかしその中にはその運営において検討されるべきものが少くなくまた法人法の運用に当つても適正を欠くものがあると考えられる。

- ①規則、規則の変更、合併、解散等の現行制度およびそれに関連する調査、報告等について検討する必要があるかどうか。
- ②認証の取証等の現行法について検討する必要があるかどうか。
- ③その他現行制度について検討する事項があるかどうかの三点を中心として現行制度に検討を加えた。

そもそも宗教学法人法は憲法で保障されている信教自由の原則に立ち、宗教団体の自主性と公共性の基盤の上に立法されているのである。しかし宗教学法人の活動は社会公共の福祉に及ぼす影響が大きいので

であるから、その運営もこの点にじゆうぶんな配慮をもつてなされるべきものである。

これらの観点に立ち、本審議会は審議を行つた結果、認証、公告、責任役員制度の建前について、今直ちにこれを改める必要は認めないが、運営上の事項等については以下の如き諸点があるとの結論を得た。

しかし、教派、宗派、教団等それぞれ宗風や伝統を異にするところもあるから、政府は現行法の改正が宗教団体に及ぼす影響を考慮し、慎重に取扱われることを希望する。

なお、この間に一部の委員から伊勢の神宮に關し、宗教学法人法改正の一項目として審議することを提案されたが、同神宮祭祀の特殊面に關する問題は、宗教学法人法適用の問題とは直接の關係がないから、本審議会としては、その提案を宗教学法人法改正の項目として審議することは妥当でないと決定した。

一、この法律における宗教活動の定義を明確にすること

この法律では、宗教団体を「宗教の教養をひろめ、儀式行事を行ない、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。」と定義しているが、これでは神社等の宗教活動がじゆ

うぶんに示されていないと思われるので、より適切な表現に改める必要があること。

二、宗教法人となることができる宗教団体の基準を設けること

認証事務の公正を期するため、宗教学法人の認証に際し、礼拝の施設は邸内礼拝施設の類でないこと、当該団体が過去おおむね一年以上にわたつて宗教活動をしてきたこと、当該団体がその施設、組織及び活動からみて永続する見込があること、包括宗教団体にあつては包括する宗教団体がおおむね十以上あること、など宗教団体の基準を設けること。

また、これに關連して、宗教学法人の認証の取消は、認証書の交付後一年を経過した後においても行うことができるように改めること。

三、合併に關する規定を簡素化する

合併契約の案の要旨の公告、設立の場合に於ける規則の案の要旨の公告、被包括関係の廃止に係る公告等合併に伴う公告が複雑になつてゐるのでこれを整理し、合併の手續を簡素化すること。

四、公告制度を改善すること

信者等の意見がじゆうぶんに反映しないうらみがあるので宗教学法人の設立、規則の変更、合併、解散、財産の処分等の公告に關し、信者その他の利害關係人の意見の有無、内容、公告の結果を明らかにさせるような方法を講ずること。

五、役員制度を改善すること

宗教学法人の公共性を高めるため、代表役員の配偶者若しくは近親者だけで責任役員を構成することがないようにすること。また、原則として一般の信者を全く交えないで責任役員を選ぶことがない

ようにすること。破産の宣告を受けてまだ復権しない者が法人の役員に就任することがないようにすること。

六、財産処分等の手續を改善すること

財産の処分等については、公告後その要旨を所轄庁に届出させるようにするとともに財産処分等に関する規定が包括宗教学法人にも適用されるように改めること。

なお、都市計画法、文化財保護法その他の法令の規定によつて財産の処分等を行う場合には公告を要しないことにするなどの特例を設けること。

解散に伴う残余財産の処分については、他の宗教団体又は公益事業のために処分することを原則とするように改めること。

七、公益事業その他の事業を明確にすること

公益事業その他の事業が宗教学法人としてふさわしくない形態で行われぬようにするため、ある程度の制限を加えること。

また「その他の事業」の停止命令に關しては期限を限らないように改めること。

八、宗教学法人審議会の機構を改めること

宗教学法人審議会の権限を明確にするとともにその所掌事務を遂行するために必要があるときは、臨時委員、専門委員を置き、それぞれ特別の事項について調査審議し、専門の事項について調査研究させることができるようにすること。

九、宗教学法人に対する調査及び報告の取扱いを明確にすること

宗教学法人の業務の適正化を図るため、所轄庁は宗教学法人の業務及び事業に關し、報告を求め、又はその報告について実情を調査する

ことができるよう明記すること。ただしその実施に當つては、宗教団体の宗教上の事項にわたらないことは当然である。

十一、包括宗教学法人の所轄を改めること

包括宗教学法人のうち都道府県知事を所轄庁とすることになつてゐるものは、文部大臣所轄の法人に改めること。

十一、被包括関係の廃止に關する取扱いを適正にすること

包括関係の宗教上の重要な事項であるから、より一層、双方の意思の疎通を図るような方法を講ずること。

なお、協議が整わないことを事由として、それぞれが包括、被包括関係を廃止することを妨げないこと。

また、被包括関係の廃止に係る不利益処分の禁止等についての現行規定は、乱用されないよう、その趣旨を一層明確にすること。

あ と が き

いよいよよきがしい寒さに向う。台風被災者に想いをはせるとき、本当に身を切られる思いだ。根本的な対策と共に、この冬を少しでも暖かく過せるような施策が望まれる。私達もささやかながらそのために努力しましょう。◆今月号は大会報告を中心に宗教学法人問題もとりあげた。四頁には資料として宗教学法人審議会答申を掲げた。一頁の阿部委員長の反論は、この答申の各項目について行われたもの、併せて御研究を乞う。◆明年はアイクの訪ソや、軍縮のための東西会談が実現する。新しい年が平和への希望を実現するための一歩となることを念じて止まない。